

新型コロナウイルス感染症による県立学校の臨時休業期間の延長について（お知らせ）

赤穂高校定時制

臨時休業の中、大変な状況をお察しいたします。

さて、4月28日、県教育委員会より次のような連絡が来しました。

（※以下抜粋）

「新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、現在の感染状況等を踏まえ県立学校においては、臨時休業を5月31日まで延長することを決定しました。また、現時点においては、臨時休業期間中は登校可能日の設定は行いません。」

取り急ぎ5月6日までの臨時休業が5月31日まで延長されたことをお伝えいたします。今後については、検討し改めてお伝えいたします。

引き続き、不要不急の外出を避け、「うつされない・うつさない行動」へのご協力をお願い致します。特にGWに気を緩めることの無いようお気を付けください。皆様のご無事をお祈りいたします。